

重要経済安保情報保護活用諮問会議（第6回） 議事要旨

1 日時

令和7年1月22日（水）14時00分から15時00分までの間

2 場所

総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

（委員）

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

（政府側）

石破 茂	内閣総理大臣
城内 実	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
岡野 正敬	国家安全保障局長
井上 裕之	内閣府事務次官
小林 麻紀	内閣広報官
泉 恒有	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
佐々木啓介	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
米山 栄一	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）

4 議事概要

（1）石破内閣総理大臣冒頭発言

- 昨年5月に公布された重要経済安保情報保護活用法は、我が国を取り巻く厳しく複雑な国際情勢に適切に対処していく上で、非常に重要な法律である。
- 本法の施行までの期間は公布から1年以内と定められているが、政府としては、本制度を活用する主体となる様々な関係者の理解を促し、準備期間を確保する観点から、一刻も早く運用基準を策定することが望ましいと考え、準備を加速してきた。
- こうした中で、昨年6月以降、委員の皆様にもタイトなスケジュールの中での御検討をお願いしてきた。皆様の多大なる御協力に感謝申し上げる。
- 委員の皆様様の御意見を踏まえて出来上がった運用基準の素案に対し、その後の1か月間で多様なパブリックコメントが寄せられた。本日は、それらを踏まえた修正案について、皆様には、運用基準の最終的な案をまとめていただく御議論をお願いしたい。
- また、城内大臣においては、本日の会議の結果も踏まえ、運用基準の最終案を閣議決定に付するため大詰めの作業を取り進め、その後、運用基準を補足するガイドラインの策定など、法の施行に向けて必要な整備を引き続き進めていただきたい。

（2）城内内閣府特命担当大臣冒頭挨拶

- 本日は、第6回「重要経済安保情報保護活用諮問会議」の開催に当たり、御多用の中、5名の有識者の皆様全員にお揃いいただき、感謝申し上げます。
- これまでに開催した5回の諮問会議においては、委員の皆様から、テーマごとに法の運用に際して生じ得る具体的な課題を先取りする形で貴重な御意見を頂戴してきた。
- 例えば、情報の指定については、対象情報を一層明確化すること、適性評価については、

その具体的な手続や適性評価結果の目的外利用を防ぐための方策を盛り込むこと、また、適合事業者の認定については、適合事業者に求める適合性の基準や政府から情報を提供するに至るまでの流れをわかりやすく明示することなどについて御指摘をいただいた。

- 運用基準案は、委員の皆様の御意見を十分に取り入れて作成した原案をさらにパブリックコメントに付し、国民の皆様の御意見をしっかりと取り入れて作り上げたものとなっている。先ほどの総理からの指示も踏まえ、まずは、閣議決定に向けた準備を着実に可能な限り速やかに進めてまいりたいと考えている。
- その上で、今後、これまでの御議論や国民の皆様の御意見も踏まえ、運用基準を補足する内容のガイドラインや Q&A 等の策定にしっかりと取り組むとともに、重要経済安保情報を提供し、活用を行うことになる事業者の皆様にも、運用基準を含む制度の内容について丁寧に説明し、引き続き制度の周知に努めてまいりたい。加えて、同盟国・同志国等との連携強化等を進めつつ、信頼性・透明性の高い実効的な制度を引き続き目指してまいりたい。
- 委員の皆様におかれては、最終的なとりまとめに向けて、本日も闊達な御議論のほどよろしくお願い申し上げます。

(3) 事務局説明

事務局から、資料 1 及び資料 2 の内容について説明があった。

(4) 自由討議

- 運用基準の内容に関する疑問や疑念点については、パブリックコメントにおいて種々示されているところであるが、ガイドライン等で一般に分かりやすく周知する必要がある。それと同時に、各行政機関において、より具体的に説明をすることが必要と考える。最終的には、適合事業者となりうる民間事業者からの個別相談や民間事業者への説明などが重要になってくると思う。一般的な広報周知の段階から個別の相談対応や Q&A、教育の教材の公表など、それぞれの段階に応じた情報提供については、今後の工夫が必要ではないかと考える。
- 特定秘密の保護と一体となった新たな制度であるため、パブリックコメントにおいて、拡張解釈への懸念や報道・取材の自由への配慮を求める意見があった。この点に関しては拡張解釈の懸念を払拭するためにも、政府において一体感のある運用、説明責任を果たす運用が求められると思う。拡張解釈の指摘が起きるとすれば、社会通念上の感覚と異なる形で拡張されたというような印象を抱かれる場合などであると思うが、おそらくその場合、一体感のない恣意的な運用がされているのではないかという疑いを抱かれることが原因の一つになりうるのだと思う。そのためにも、政府において一体感のある運用も含め、説明責任を果たす対応が求められる。また、報道の自由への配慮については、昨今、メディアが外国メディアも含めて多様化していることから、報道をめぐる状況も踏まえて、丁寧にご対応いただきたい。
- 重要経済安保情報の指定については、これまでの当会議においても若干意見を述べたが、パブリックコメントの中にも重要経済安保情報の更新の頻度、特に情報社会の急速な展開について指摘するものがあった。そのような情報の特性を踏まえた適正な制度運用については、今後蓄積される事例を踏まえて、さらに研究する必要があると思う。これは単に実施する行政機関にとどまらず、政府全体において検証されることが必要ではないかと考える。
- 適性評価調査の実施について、パブリックコメントを拝見すると、事業者において適合事業者となった場合の負担感について、現時点で不安感があるように読み取れた。例えば、調査に際し、適合事業者として、正確な情報として報告可能な情報は限られているといった意見が出ており、やはり負担感を心配する声があるように感じた。この点については、特に契約を締結するまでの間に、事業者の側も実際に契約を締結するか否かに

について判断をするわけだが、この契約の締結に至るまでのプロセスにおいて、この負担感を解消する、又は実際の負担がどのようなものかについて説明をするということが必要だと思う。事業者に対して制度について丁寧に説明するとともに、過大な負担感が事業者にあるとすれば、その点を払拭する必要があるのではないかと思う。

- パブリックコメントにおいては、苦情の処理や相談窓口における相談について指摘があったが、とりわけ苦情処理の手続の実施の公正性について意見があった。今回の運用基準においては、この苦情処理について、苦情申出者が自ら苦情について意見を述べ又は資料を提出することを希望したときは、その機会を与えなければならないということであるが、そこには適正手続を踏んだ上で苦情処理を行うという根本的な考え方があると思う。今後の運用に当たっては、苦情処理者の状況は非常に多種多様であることを踏まえ、そのような苦情申出者に寄り添った、個別の事案に応じてその意図や意思を汲んだ事案の処理が求められると思う。
- 今後、運用基準の閣議決定を経て、法律が施行されることになるが、運用については当初手探りの状況ということになるため、施行後の状況については、適宜、当会議における情報共有にも努めていただくよう、事務局の体制整備をお願いしたい。
- まずは丁寧に議論する機会を担保いただくとともに、ここまでの取りまとめにご尽力いただいた渡部座長と事務局の皆様方に敬意と感謝を申し上げたい。
- 労働者からの多くの懸念点に対し広くご議論いただき、今回運用基準にも取り上げていただいた。とりわけ事業者内の実務が円滑に進むよう労使も含めて様々なステークホルダーと対話することに努めると、明記いただいたことには、改めて感謝を申し上げたいと思う。
- その上で、今回のパブリックコメントを拝見すると、やはり運用基準だけでは理解が難しい事項についてのご質問が多数見られたかと思う。今後は、Q&A やガイドラインなどの充実が図られていくことになると思われるが、パブコメの意見に丁寧に答えいただくとともに、実際に運用がスタートした際に生じた疑問点や懸念点などについても、随時追加をしていくなど、現場に寄り添った対応をとっていただくことをお願いしたい。
- また、かねてより要望してきた適性評価調査における質問票の提出にあたって、直属の上司を介さずに提出できる仕組みの構築について、今回のパブリックコメントの中にも電子申請についてのご要望があったかと思う。この点については引き続きご検討いただきたい。
- 資料 2 の 75 ページの質問票について、アスタリスクと具体的な内容を書く表の間に、**【3】** 同居人へという青い字が書いてある。これは、そこへのリンクが飛ばされているものではないかと推察するが、文中にリンクを貼っていただくと、該当される方にとってより利便性が高まるかと思うので、ご検討いただきたい。
(事務局より回答)
御指摘を踏まえて、技術的に可能な範囲で修正させていただく。
- 資料 1 について、改めて何点か申し上げたい。まず資料 1 の 1-1 に書かれているとおり、本制度と特定秘密制度とのシームレスな運用は非常に重要と考えているが、その旨は運用基準には反映されていない。当会議とは異なる座敷で検討されているものと推察するが、重要な点なので改めてお願いしたい。
- 資料 1 の 5-15 に「適合事業者認定の基準の統一化」に関する意見がある。ここでは、施設を例に挙げて基準の統一を求めているが、この点は非常に重要であり、まさにこのために時間を使って運用基準を作ってきた面もある。運用基準が閣議決定されると、各省で具体の基準を検討することになると思うところ、このタイミングで改めて重要性を強調しておきたい。
- ガイドラインや Q&A は、痒いところに手が届く内容であることが重要である。実際にどこが痒いところなのかについては、別途、意見を申し上げる機会をいただけるとありがたい。

- パブリックコメントでも意見があったが、企業にとって、どのような情報が共有されるのかは、各企業が適合事業者の認定を受けるかどうかを検討する起点となるため、非常に重要である。本制度に関心ある企業は三桁に上ると思うが、実際に適合事業者の認定を受ける前提で運用基準案を読み込んでいる企業は、その10分の1ぐらいではないか。まだまだ本格的に検討するには至っていない企業が多いと認識している。5月の施行までに、どのような情報が共有されるのかという点について、各行政機関とのコミュニケーションが重要であると思うため、改めてその意義を強調しておきたい。
- 日本には経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度がないため、アメリカをはじめとする主要国から、情報や技術を共有できないと言われてきたが、今回の制度が施行されれば、その障害がなくなり、今後は共有が進むのだろうという期待の声をある企業から聞いた。日本としては、経済安全保障の要諦である戦略的優位性或いは不可欠性を、この制度を使って確保する方向に動かなければならない。この点は、5月の法施行以降に改めて問われることになるので、この場で発言させていただく。
- 今回第6回であるが、第1回の時にも申し上げたが、立法過程でかなりの論点について尽くされたのではないかという印象を持っている。これまでの当会議の議論を通じて、或いは今回の議論を通じて、やはりまだまだたくさんの論点が残っていて、より深まり、クリアになった点も多くなったと思う。今回のパブリックコメントを踏まえて、きちんと反映していただき、運用基準及びガイドラインが出来上がれば、円滑な施行に結び付くというふうに期待している。
- ただ、他の議員からもご指摘があったように、実際始まってみればいろいろ苦情、或いは相談ごとというのは具体的に出てくると思うので、それをまた行政の方だけで単独に解決されるのだと思うが、ある程度こういう会議でも共有していただき、大きな方向性で直すべきところは直すというように、進めていっていただきたいというふうに思う。
- それから、先ほど他の委員も申し上げていたが、私の聞いているところででもかなり機運が高まってきており、行政の側でも民間に対しての働きかけがすでに始まっているという情報を得ている。また、民間の方もただの関心というよりも、さらに踏み込んだ具体的な「こういう分野のこういうのはどうだろうか」というような戦略が動き始めているところもあるように聞いている。なので、この制度がしっかりとスタートして、施行以降、日本全体のために経済安保情報をちゃんと活用して、なおかつ保護できるような体制が進んでいくことを期待している。
- 他の委員からも指摘があった資料1の5-15の「各行政機関が認定する施設設備の基準等を統一化すべき」という意見については、当会議でも以前、議論になったが、企業側の費用負担をどうするかということが意見の背景にあるのだろうか。
(事務局より回答)
5-15の意見に関しては、費用負担の側面もあるが、そもそも各省庁の施設設備の認定基準が省庁によってバラバラである、ある省庁ではよかったが別の省庁では駄目だったということになると、事業者側にとって手間となる。よって、可能な限り統一できないのかということがまずメインにあり、それに伴って費用負担の議論も当然出てくると思われる。これは、例えば、多くの企業と関わりのある省庁については、既に予算を確保している場合もあるだろうし、政府の調達価格に含めるという対応や実際にどのような施設設備が必要になるのかということに関して、コミュニケーションを取っていくというような対応もあると思っている。いずれにせよ、内閣府としても、各省庁とよく議論していきたい。
- 先ほどご指摘のあった修正については、可能な範囲で修正いただけるということなので、修正の確認については、座長に一任いただければと思う。
- 昨年6月に第1回の諮問会議を開催して以降、委員及び事務局において、この会議で議論を重ねて、運用基準については、閣議決定に向けて最終調整の段階まで至ることができた。今後の制度運用についても、これまでの議論を踏まえて、政府が一丸となって取

り組んでいただきたい。

事務局

- 本日の御指摘を踏まえて運用基準案を修正させていただき、最終的には座長にご確認をいただいた上で、今月下旬の閣議決定を目指して最終調整を進めてまいりたい。また、ガイドラインや Q&A について今後検討していくに当たり、その際には、改めて委員の皆様にご相談をさせていただければと思うので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。昨年6月の第1回諮問会議以降、約6か月間、6回にわたって熱心なご議論いただき、感謝申し上げます。これにて、第6回重要経済安保情報保護活用諮問会議を閉会する。